

健康増進法 (給食関連部分のみ抜粋)

(平成14年8月2日 法律第103号)

※以下の都道府県知事が行う業務は、保健所政令市においては、市長が行う業務となっています。

(都道府県による専門的な栄養指導その他の保健指導の実施)

第18条 都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 2 特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設に対し、栄養管理の実施について必要な指導及び助言を行うこと。
- 3 前2号の業務に付随する業務を行うこと。

(特定給食施設の届出)

第20条 特定給食施設(特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設のうち栄養管理が必要なものとして厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。)を設置した者は、その事業の開始の日から一月以内に、その施設の所在地の都道府県知事に、厚生労働省令で定める事項を届け出なければならない。

- 2 前項の規定による届出をした者は、同項の厚生労働省令で定める事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。その事業を休止し、又は廃止したときも、同様とする。

(特定給食施設における栄養管理)

第21条 特定給食施設であって特別の栄養管理が必要なものとして厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が指定するものの設置者は、当該特定給食施設に管理栄養士を置かなければならない。

- 2 前項に規定する特定給食施設以外の特定給食施設の設置者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定給食施設に栄養士又は管理栄養士を置くように努めなければならない。
- 3 特定給食施設の設置者は、前2項に定めるもののほか、厚生労働省令で定める基準に従って、適切な栄養管理を行わなければならない。

(指導及び助言)

第22条 都道府県知事は、特定給食施設の設置者に対し、前条第1項又は第3項の規定による栄養管理の実施を確保するため必要があると認めるときは、当該栄養管理の実施に関し必要な指導及び助言をすることができる。

(勧告及び命令)

第23条 都道府県知事は、第21条第1項の規定に違反して管理栄養士を置かず、若しくは同条第3項の規定に違反して適切な栄養管理を行わず、又は正当な理由がなくて前条の栄養管理をしない特定給

食施設の設置者があるときは、当該特定給食施設の設置者に対し、管理栄養士を置き、又は適切な栄養管理を行うよう勧告をすることができる。

2 都道府県知事は、前項に規定する勧告を受けた特定給食施設の設置者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該特定給食施設の設置者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(立入検査等)

第24条 都道府県知事は、第21条第1項又は第3項の規定による栄養管理の実施を確保するため必要があると認めるときは、特定給食施設の設置者若しくは管理者に対し、その業務に関し報告をさせ、又は栄養指導員に、当該施設に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

健康増進法施行規則(給食関連部分のみ抜粋)

(平成15年4月30日 厚生労働省令第86号)

※以下の都道府県知事が行う業務は、保健所政令市においては、市長が行う業務となっています。

(特定給食施設)

第5条 法第20条第1項の厚生労働省令で定める施設は、継続的に1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給する施設とする。

(特定給食施設の届出事項)

第6条 法第20条第1項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 1 給食施設の名称及び所在地
- 2 給食施設の設置者の氏名及び住所(法人にあつては、給食施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)
- 3 給食施設の種類
- 4 給食の開始日又は開始予定日
- 5 一日の予定給食数及び各食ごとの予定給食数
- 6 管理栄養士及び栄養士の員数

(特別の栄養管理が必要な給食施設の指定)

第7条 法第21条第1項の規定により都道府県知事が指定する施設は、次のとおりとする。

- 1 医学的な管理を必要とする者に食事を供給する特定給食施設であつて、継続的に1回300食以上又は1日750食以上の食事を供給するもの

- 2 前号に掲げる特定給食施設以外の管理栄養士による特別な栄養管理を必要とする特定給食施設であって、継続的に1回500食以上又は1日1500食以上の食事を供給するもの

(特定給食施設における栄養士等)

第8条 法第21条第2項の規定により栄養士又は管理栄養士を置くように努めなければならない特定給食施設のうち、1回300食又は1日750食以上の食事を供給するものの設置者は、当該施設に置かれる栄養士のうち少なくとも1人は管理栄養士であるように努めなければならない。

(栄養管理の基準)

第9条 法第21条第3項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 1 当該特定給食施設を利用して食事の供給を受ける者(以下「利用者」という。)の身体の状態、栄養状態、生活習慣等(以下「身体の状態等」という。)を定期的に把握し、これらに基づき、適当な熱量及び栄養素の量を満たす食事の提供及びその品質管理を行うとともに、これらの評価を行うよう努めること。
- 2 食事の献立は、身体の状態等のほか、利用者の日常の食事の摂取量、嗜好等に配慮して作成するよう努めること。
- 3 献立表の掲示並びに熱量及びたんぱく質、脂質、食塩等の主な栄養成分の表示等により、利用者に対して、栄養に関する情報の提供を行うこと。
- 4 献立表その他必要な帳簿等を適正に作成し、当該施設に備え付けること。
- 5 衛生の管理については、食品衛生法(昭和22年法律第223号)その他関係法令の定めるところによること。

四日市市健康増進法施行細則 (給食関連部分のみ抜粋)

(平成20年3月31日 四日市市規則第60号)

(特定給食施設の届出)

第2条 法第20条第1項の規定による特定給食施設の事業の開始の届出は、給食施設開始(再開)届(第1号様式)により行うものとする。その事業を休止した後、再開したときも同様とする。

- 2 法第20条第2項の規定による特定給食施設の変更の届出は、給食施設変更届(第2号様式)により、休止又は廃止の届出は給食施設休止(廃止)届(第3号様式)により行うものとする。
- 3 法第18条第1項第2号に規定する特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設(以下「給食施設」という。)であって法第20条第1項の特定給食施設を除くもの(第4条第3項において「一般給食施設」という。)を設置した者は、法第20条第1項及び第2項の規定に準じ、市長に届け出なければならない。この場合の届出については、前2項の規定を準用す

る。

(特別の栄養管理が必要な施設の指定)

第3条 法第21条第1項の規定による施設の指定は、指定通知書（第4号様式）により行うものとする。

- 2 保健所長は、前項の規定により指定した施設に対し、管理栄養士配置状況報告書（第5号様式）により報告を求めるものとする。
- 3 保健所長は、第1項の規定により指定した施設の指定内容に変更があったときは、指定通知書（変更）（第6号様式）により、指定内容の変更を行うものとする。
- 4 保健所長は、第1項の規定により指定した施設が省令第7条各号に該当しなくなったときは、指定解除通知書（第7号様式）により当該指定を解除するものとする。

(給食運営状況の報告)

第4条 法第24条第1項の規定による報告は、特定給食施設の設置者又は管理者が給食施設運営状況報告書（第8号様式の1から第8号様式の3まで）を提出することにより行うものとする。

- 2 前項の報告は毎年10月中に実施した給食の運営状況について、同年11月末日までに行うものとする。
- 3 前2項の規定は、一般給食施設の管理者について準用する。

(給食施設に対する指導)

第5条 栄養指導員は、法第18条第1項第2号又は第22条に規定する指導及び助言を行った場合は、当該施設の設置者に指導票を交付するものとする。

- 2 法第23条に規定する勧告及び命令は、改善勧告書（第9号様式）及び勧告履行命令書（第10号様式）により行うものとする。